

新潟県中越沖地震を踏まえた対応についての実施状況

	対策・対応項目	7月26日 改善計画提出時点の状況	対応方針（8月末までに順次実施する）	具体的実施状況
自衛消防体制の強化	（ア）火災発生時に迅速に十分な人員を確保することができる体制を早急に整えること	平日昼間 発見者、当直による消火活動 自衛消防隊（52名） 夜間、休日 発見者、当直による消火活動 自衛消防隊（守衛所警備員等）の常駐出勤者（6名） 必要に応じて、連絡責任者から呼び出された人員の中から、自衛消防隊要員を動員	夜間、休日の消火活動において、消防自動車の使用も含めた指揮命令系統を明確化する。また、自衛消防隊要員の動員方法を明確にし、常駐も含めて10名以上確保できる体制を整える。	消防関係の社内規定を改訂し、以下を明確化した。 ・組織と指揮命令系統（消防自動車隊含む） ・異常時連絡本部等との連携 9月1日から夜間、休日の自衛消防隊要員を、常駐も含めて10名以上確保できる体制を開始する。
	（イ）原子力発電所における油火災等に備え、化学消防車の配置等の措置を講ずること	化学（油）火災に対しては、水槽付消防ポンプ自動車の吐出側ホースに発泡剤を混合させる器具を接続し、泡消火水を放水することにより消火を行う。また、水槽のバックアップとして、発電所内各所に防火用水を確保している。	化学消防車を追加導入することとし、発注に向けて仕様検討を行う。 消防自動車の操作訓練を充実する。	化学消防ポンプ自動車1台を追加導入することとし、付属品等の仕様を検討中。 消防自動車の操作訓練に、泡消火水の放水訓練等を追加・充実した。
	（ウ）消防に対する専用通信回線を確保すること	火災発生時は、平日昼間は総務GLより、また夜間休日は発電所連絡責任者より消防署へ連絡することとしており、119番通報のバックアップとして、それぞれの執務エリアに専用回線電話を設置している。	地震時の破損防止のため、機器の固定状態を再確認し必要な対策を講じる。 念のため、耐震性の優れた中央制御室にも消防との専用回線電話を設置する。	消防機関への専用回線電話の固定を実施した。 中央制御室から消防機関への専用回線電話を設置した。
	（エ）消防機関での実地訓練を含め、消防との連携の下で、担当職員の訓練を強化すること	防災教育 防火管理機構、防火管理に関する従業員の任務並びに責任者に関すること他について1回/年、教育実施。 消防訓練 総合訓練（1回/年） 通報訓練（2回/年） 消火訓練（適宜） 消防自動車操作訓練（1回/月） 防護教育・避難訓練（適宜） の実施	消防機関と調整し、消火訓練の追加・見直しを行う。なお、夜間、休日に対応する要員の訓練を重点的に行う。	夜間、休日に対応する要員を含めた自衛消防隊員を対象とした初期消火訓練を充実する等、消火訓練計画を見直し、社内規定に反映した。
迅速かつ厳格な事故報告体制の構築	（ア）地震等の災害発生時であっても、放射性物質の漏えいなどの事実関係を確認するために必要となる人員を確保することができる体制を早急に整えること	通常運転時および定検時とも、平日昼間は放射能分析のできる十分な要員（50名程度）を確保している。 夜間、休日は、放射能分析のできる要員（2名程度）が呼び出しにより1時間程度で出勤できる体制を自主的にとっている。	地震等災害発生時（1, 2, 3号機同時に対応する必要がある場合を想定）に放射能分析を行う要員の増員およびその動員方法について検討し、夜間・休日も含めて迅速に放射能分析を実施できる体制を強化する。	夜間、休日も含めて迅速に放射能分析を実施できるよう、放射能分析要員として常時3名を確実に確保する体制を構築し、9月1日から運用を開始する。
	（イ）地震等の災害発生時であっても確実に機能する通信手段を、原子力発電所内及び原子力発電所と事業者の災害対策本部等との間に確保すること	発電所内の連絡設備としてはIP電話、ページング等、また発電所から災害対策本部等への連絡設備としては災害時優先電話（固定電話・携帯電話）、衛星電話等、多様な通信手段を確保している。	地震時の破損防止のため、機器の固定状態を再確認し必要な対策を講じる。	緊急時対策所内の通信機器、OA機器等の固定を実施した。 ・実施機器：電話機、FAX、机、テレビ、ノートパソコン、プリンター、ラック、キャビネット、一斉連絡装置、コピー機 等
	（ウ）万一、放射性物質の漏えいなどがあった場合には、その可能性に接した時点で、直ちに、国及び地方自治体への報告を行うこと。	管理区域または非管理区域で漏えいを発見したときは、発見者はその状況を当直長に連絡する。当直長は発電所連絡責任者に連絡し、発電所連絡責任者は放射性物質の有無に拘わらず安全協定に基づいて地方自治体に報告するとともに国にも報告することとしている。	非管理区域での漏えいであっても、速やかに国及び地方自治体へ報告を行うルールとなっており、既に対応済み。	